

東久留米市教育振興基本計画 平成30年度事業計画

施策体系図〔改訂版〕			平成30年度の事業内容	所管課
柱	基本施策	具体的施策		
1 人権尊重と健やかな心と体の育成	①人権尊重教育の推進	a) 人権教育の推進	○各学校で人権教育の指導計画を見直すとともに、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム」を活用し、人権教育の一層の理解・啓発を図ります。	指導室
		b) 豊かな人間性の育成、心の教育の推進	○人権教育推進委員会を中心に、11月を「さわやか月間（人権尊重推進月間）」として、各校で、児童・生徒の人権意識の醸成を図る取り組みを行います。	
	②道徳教育の充実	a) 道徳授業の改善	○「特別の教科 道徳」について、小学校では検定教科書を使用し、評価を含めて完全実施、中学校では一部先行実施をするとともに、全校で「考え、議論する」道徳へ向けた授業づくりを進めます。	
		b) 家庭・地域社会との連携	○授業公開、学校行事及び年6回以上の土曜授業公開日、道徳授業地区公開講座を実施し、道徳授業の取り組みを家庭や地域社会に紹介していきます。	
	③いじめ防止教育の推進	a) いじめに関する授業の実施	○全校で「特別の教科 道徳」において「いじめ問題」についての授業を実施するとともに、各学級でいじめに関する授業を年間3時間行います。	
		b) 児童・生徒による主体的な取り組みの推進	○いじめ防止対策推進基本方針に基づき、各校で児童・生徒による主体的な取り組みを推進します。 ○児童・生徒が人権尊重の大切さや基本的人権について理解を深め、いじめをしない許さない人権感覚を身に付けることを目的に、人権「ポスター」「作文」「標語」の募集を全小・中学校で取り寄せ、優秀作品を表彰します。	
		c) 情報モラル教育の推進	○全小中学校におけるセーフティ教室、保護者や地域への啓発活動により、児童・生徒がサイバー犯罪やネットいじめ等を含めて自ら危険を予測し回避する能力を育成します。 ○「SNS東京ルール」を踏まえ、学校で策定した「SNS学校ルール」の見直しを行います。また、家庭に対して「SNS家庭ルール」を作るよう勧めていきます ○学校支援室や警察、関係団体等と連携し、全小・中学校の担当教員を対象にした教員研修会を実施し、情報モラル教育の理解啓発に努めます。	

(1) 人権尊重と健やかな心と体の育成	④不登校問題への対応	a) 不登校問題への対応	○各校における長期欠席児童・生徒一人ひとりの状況を把握し、適切な指導を進めるために、個別適応計画書を作成するとともに、不登校のきっかけや継続理由を的確に把握し、その要因を解消するための取り組み等を研究します。 ○スクールソーシャルワーカーが児童・生徒やその保護者に対して福祉や医療分野からの支援を含めた環境調整を行うとともに、臨床心理士を含めた活動を充実させます。	(指導室)
	⑤防災教育の推進	a) 防災教育の推進	○登下校や放課後、校外学習中などの様々な状況や、保護者に連絡がつかない場合を想定した訓練等、全小・中学校で一層効果的な避難訓練を実施します。 ○東京都教育委員会発行の防災教育関連資料の活用や、様々な想定下による避難訓練、安全指導を進め、児童・生徒が自ら危険を予測し回避する能力を育てます。	
		b) 社会の一員としての豊かな心の育成	○児童・生徒を市総合防災訓練や学校会場で実施する地域の防災訓練に積極的に参加させ、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てます。	
	⑥オリンピック・パラリンピック教育の推進	a) オリンピック・パラリンピック教育の推進	○全小・中学校が、オリンピック・パラリンピック教育推進校として、「東京ユースボランティア」や「スマイルプロジェクト」「世界ともだちプロジェクト」「夢・未来プロジェクト」等の取り組みの充実を図り、「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」を重点的に育成します。 ○全小・中学校は、全学年年間35時間を目安として、「オリンピック・パラリンピック学習読本」「オリンピック・パラリンピック教育映像教材」及び「オリンピック・パラリンピック学習ノート」「Welcome to Tokyo」を活用した指導を進めます。	
			○「東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」等の結果に基づき、各学校が課題を明確にして、教育課程に取り組み内容を位置付けることにより、体育・保健体育における指導方法を工夫・改善します。 ○中学生「東京駅伝」大会に向けて、全中学校が選手の推薦、記録会への参加及び試走会等を実施することにより、持久力をはじめとする体力向上の推進を図ります。	
	⑦体育・健康教育の推進	a) 子どもたちの体育・健康教育の充実	○「食に関する指導の全体計画」と「食育年間指導計画」を全校で作成することを徹底し、各教科の授業の中で計画に基づいた食育指導を行っていきます。	学務課
	⑧食育の推進	a) 食育に関する指導の充実		

2 確かな学力の育成	①基礎的・基本的な学力の定着	a)学力の定着を図るための取り組みの推進	○「全国学力・学習状況調査」及び市学力調査の結果について、基礎的な学力の定着状況と学力の伸びに着目し、市全体及び学校ごとにまとめ、授業改善推進プランとともに、10月までに公表します。また、東京都学力調査の結果について、東京都が設定した「習得目標値」及び「到達目標値」に着目し、到達割合等について市全体及び学校ごとにまとめ、2月までに公表します。また、本市学習定着度調査に基づき、各学校の指導効果について検証します。	指導室
			○全小学校の第2学年から第6学年までを対象に、4月及び9月に小学校算数の診断シートによる実態把握及び効果検証を行い、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ります。	
			○「国語力ステップアップ学習事業」として国語の指導を支援する学力向上指導員を全校に配置して、児童・生徒の国語力の向上を図ります。	
	b) 家庭学習の積極的な展開	○全小・中学校において、10月までに「全国学力・学習状況調査」及び市学力調査学力調査の結果を、2月までに都学力調査の結果を公表するとともに、学校だよりや保護者会等により保護者に説明し、家庭での生活習慣や学習習慣の重要性について、理解・啓発を図ります。		
	②思考力、判断力、表現力の育成	a) 確かな学力の一層の伸長	○学力調査の結果分析等により、各学校が課題を明確にした授業改善推進プランを10月までに作成し、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視して、授業改善を推進します。 ○ICT機器の特長を生かして、一斉学習では電子黒板や実物投影機を活用し、児童・生徒の学習意欲を高めます。個別学習ではタブレット端末を活用し、一人一人の習熟の程度に応じた学習やインターネットを用いた情報収集を進めます。協働学習では、タブレット端末を活用し、複数の意見や考えを議論して整理するなど、思考力・判断力・表現力を育成します。	
		b) 個に応じた多様な指導形態による教育の推進	○算数・数学において、「習熟度別指導ガイドライン」（理解や習熟の程度に応じた学習集団の編成、学習集団の特性に応じた教材・教具、指導方法等の工夫）に基づき、個に応じた習熟度別指導の充実を図ります。	
c) 小・中連携教育に基づく系統的な指導の推進		○年3回「小中連携の日」を実施し、小・中学校の教員が相互に国・都・市学力調査の結果に基づき、学習指導及び生活指導における情報を共有し、中1ギャップの解消を図ります。また、市授業改善研究会において相互の授業を参観する日を設定して、系統的な学習活動について研究を進めます。		

<p>(②思考力、判断力、表現力の育成)</p>	<p>(c 小・中連携教育に基づく系統的な指導の推進)</p>	<p>○東久留米市立学校学習定着度調査の結果を小・中学校間で共有します。小学校では2年間の学力の伸びを確認し、授業改善に活用します。中学校では、入学する生徒の学習定着度に基づいて、年間指導計画を見直すとともに、中学校2年生の調査結果に基づいて、授業改善を図ります。</p>
<p>③グローバル社会で活躍できる人間の育成</p>	<p>a) 伝統と文化の理解の推進</p>	<p>○日本の伝統と文化についての理解を促す体験的な学習等を各校で実践します。</p>
	<p>b) 英語教育と国際理解教育の推進</p>	<p>○海外派遣研修で新しい英語教育を学んだ中学校英語科教員を中心とした研修や、英語教育推進リーダー中央研修受講者が実施する還元研修等を実施し、授業改善を推進します。</p> <p>○小学校における外国語活動の授業時数を8時間増加して、3・4学年24時間、5・6学年51時間とします。教材には、文部科学省作成の補助教材などを使用します。英語教育推進委員会を中心に、委員会作成のLESSONプランを活用し、小学校における英語活動、外国語活動、外国語の指導内容を整理し、指導内容の充実を図ります。</p> <p>○全校で「特別の教科 道徳」として「グローバル化」の授業を実施し、国際理解への意識を高めます。</p>
	<p>c) コミュニケーション能力の育成</p>	<p>○外国人ALTを小学校第5・6学年に年間35時間配置するとともに、中学校での英語の授業を英語で行ったり、英語科少人数指導を推進したりして、児童・生徒が英語によるコミュニケーションを行う機会を増やします。</p>
<p>④地域社会の活性化に貢献できる人間の育成</p>	<p>a) キャリア教育の充実</p>	<p>○「進路指導担当主任会」においてキャリア教育研修会を実施し、各学校のキャリア教育の充実に努めます。</p> <p>○地域・関係機関等の連携・協力を深め、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させるため、キャリア教育の一環として全中学校第2学年において、3日間の職場体験を実施します。</p>
	<p>b) 地域を生かした体験活動の推進</p>	<p>○児童・生徒の発達段階に応じて、思考や知識を働かせ、実践して、より良い生活を創り出していくために、地域の人、社会、自然、文化と関わる体験活動を積極的に行います。</p>

(指導室)

(2) 確かな学力の育成)	⑤学校図書館の充実	a) 言語活動の充実、読書活動の推進	<p>○中学校において教職員からの推薦図書「東久留米の道標」の資料を配布し、読書活動の充実を図ります。</p> <p>○「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校司書を全小・中学校に配置するとともに、学校図書館運営連絡協議会並びに学校図書館担当教員（司書教諭等）対象の研修会を実施し、学校図書館の活用を推進します。</p>	(指導室)
	3 信頼される学校づくり	①校長のリーダーシップの確立	a) 校長の経営方針に基づく学校経営の具体化	
b) 組織体として機能する学校づくりの推進			<p>○2年目以上の主任教諭全員を対象とした学校マネジメント講座を8月までに実施し、人材育成や学校危機管理等学校運営のミドルリーダーとなる主幹教諭や指導教諭の育成及び効果的活用を推進します。</p> <p>○教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図ることを目的とし、教員の働き方改革に関する計画を策定します。</p>	
②地域との連携		a) 外部人材の活用	○各学期に保護者や地域の代表の方などによる学校評議員会議を年3回以上開催し、保護者や地域の意向を把握し、学校経営に反映しながら、その協力を得るとともに、説明責任を果たします。	
			○地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけ、東久留米市社会福祉協議会や子ども家庭支援センター等と連携した授業を行うとともに、市内在住の方に教育活動協力者として学校教育に関わっていただく機会を増やします。	
	b) 地域活動への参加	○「子供土曜塾」では、シルバー人材センターと連携して実施することにより、児童と地域の高齢者との結び付きを強くします。		
c) 学校施設の開放	○学校と地域の連携を強化するために、地域行事、地域清掃活動、防災活動等への教員と児童・生徒の参加を促します。			
			○学校と地域の連携をより深めるため、児童・生徒が使用しない時間帯に学校施設をスポーツ団体等に貸し出します。	

③教員の資質・能力の向上	a) 教員の授業改善、指導力の向上の推進	○全小・中学校への指導室訪問、若手教員育成研修及び中堅教諭等資質向上研修 I における対象教員全員による研究授業、年6回の授業改善研究会における実践研究等を進め、教員の資質能力の向上を推進します。
	b) 教育センター事業の充実	○「教育相談室」や「学習適応教室」、スクールソーシャルワーカーの役割や支援内容について家庭や地域に周知を図り、支援が必要な児童・生徒や保護者が円滑に利用できるようにします。
		○学校支援室は授業力向上に向けた研修・研究をはじめ、各種調査、「人権教育推進委員会」等各種委員会の支援を行います。 ○教育相談員やスクールソーシャルワーカーを積極的に研修会に参加させ、専門性の向上を図ります。
④特別支援教育の充実	a) 適正就学の推進	○より適切な判定を行うことができるように、関係諸機関や教育センターの相談員やスクールソーシャルワーカーとの連携を密にするとともに、障害に応じてさらに専門性の高い就学支援委員会の組織づくりを進めます。 ○幼稚園、保育園等の就学前機関と小学校の一層の連携を図り、幼児の小学校訪問事業や「就学支援シート」等を活用した就学時の情報共有を行うことにより、合理的配慮に基づいた就学を推進するとともに、保護者、地域の方向けに特別支援教育説明会を開きます。
	b) 特別支援学級の充実	○「東久留米市特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある児童・生徒が個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援学級における指導の充実を図ります。
	c) 特別支援教室の設置	○全校で発達障害のある児童・生徒へのきめ細かな指導の充実と、通常の学級との連携の充実を図るとともに、平成31年度の全中学校への特別支援教室の設置に向けて準備を進めます。
	d) 外国人児童・生徒の支援	○民生児童委員やボランティア団体と連携を図って、学校に日本語学習指導講師を派遣し、児童・生徒のニーズに基づいた外国人児童・生徒の支援の充実に努めます。
⑤安全・安心な学校づくり	a) いじめの早期発見・早期対応	○全校で児童・生徒が相談しやすい相談体制を整えます。また、スクールカウンセラーによる、小学校第5学年及び中学校第1学年全員を対象とした個別面接を、全小・中学校において1学期に実施するとともに、全ての児童・生徒を対象としたアンケート調査を6、11、2月の年間3回行うことで、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
		○「いじめの指導状況管理一覧」を活用し、いじめが完全に解消するまで観察や指導を継続し、いじめの再発を防ぎます。

(指導室)

(⑤安全・安心な学校づくり)

b) いじめ防止に向けた組織づくり	○「いじめ防止対策推進条例」及び平成29年度に改定した「いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえ、各学校において「学校いじめ防止方針」に基づき、「学校いじめ対策委員会」を定期的に開催し、情報共有と組織的対応の徹底を図ります。	(指導室)
c) いじめ防止に向けた環境整備	○「いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために東久留米市いじめ問題対策連絡協議会と、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催します。	
	○来所、電話、メールなど多様な相談窓口の開設等、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、相談窓口の開設等について、年3回「教育センターだより」を市内小・中学校に在籍する児童・生徒の全家庭に配布するなど、定期的に児童・生徒及びその保護者等に周知します。  ○学校評議員会議において、いじめ防止や非行防止をテーマに取り上げ議論することにより、家庭や地域の理解と協力を得た取り組みを推進します。	
d) 学校給食の充実	○28年度に策定し、29年度より運用を開始した「学校給食におけるアレルギー児童・生徒対応マニュアル」を基に、引き続き、給食アレルギー事故の防止と、万が一の事故発生時にも即時に安全な対応ができるよう取り組みます。	学務課
e) 教育環境の充実	○竣工以来大規模改造工事を実施していない神宝小学校の老朽化対策として、平成29年度に実施した西側校舎棟に引き続き、施設整備プログラムに沿って、東側校舎棟の大規模改造工事を実施します。	教育総務課
	○竣工以来大規模改造工事を実施していない大門中学校の老朽化対策として、施設整備プログラムに沿って、校舎東側の大規模改造工事を実施します。  ○第五小学校の児童数の増加に伴う教室確保対策として、既存校舎の特別教室を普通教室に改修してきました。一方、特別教室を確保するため、平成29年度より敷地北側に特別教室棟を建築しています。この特別教室棟（音楽室・理科室・図工室・多目的集会室）は平成30年7月の完成を目指しています。	

3 信頼される学校づくり	(⑤安全・安心な学校づくり)	(e 教育環境の充実)	○上の原土地区画整理事業に伴い、東中学校の周りに道路が新設、拡張されます。そのため、ボール等が道路に飛び出すことのないよう、防球ネットを整備し、あわせて植栽及び駐車場の整備等も行います。	(教育総務課)
			○通学路の防犯カメラについては防犯カメラの管理及び運用に関する条例及び同規則に基づき、設置運用を継続します。30年度には第一小学校、第三小学校、第九小学校、南町小学校及び本村小学校への通学路への設置を実施します。	学務課
	⑥教科書採択の適正な実施	a) 教科書採択の適正な実施	○知的障害特別支援学級に通う児童・生徒の実態に合った教科用図書を適正かつ公正に採択します。 ○平成31年度使用の中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書を適正かつ公正に採択します。 ○平成31年度以降使用の小学校教科用図書の採択を適正かつ公正に採択します。	指導室
4 生涯学習社会の構築	⑦学校の適正規模・適正配置	a) 学校の適正規模・適正配置の実施	○小・中学校の適正規模・適正配置は、教育委員会において教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら進めていきます。文部科学省の手引に基づいて教育委員会で行った東久留米市立学校再編成計画(平成14年)等の検証結果を受けて、保護者や地域関係者で構成される地域懇談会を通じて、適正化に向けた意見交換に努めていきます。	学務課
			①生涯学習活動の充実	a) 学習・交流の機会と提供の環境の整備

<p>(①生涯学習活動の充実)</p>	<p>b) 地域教育力の再構築と地域課題の解決</p>	<p>○市民大学事業(中期コース・短期コース)の市民ニーズを反映させた拡充に努めるとともに、受講生らによる自立した地域活動が生まれるよう、継続して支援していきます。</p>	<p>(生涯学習課)</p>
<p>②図書館サービスの充実</p>	<p>a) 資料・情報提供の充実と学習支援</p>	<p>○生活や仕事上の課題解決や学習に役立つ図書館サービスを行います。また、生涯にわたる図書館利用を促すため、小学校高学年の利用促進を図ります。</p> <p>○図書館全体の蔵書構成を検討するとともに、収集方針に基づき多様な資料を収集・整理・保存します。</p> <p>○誰もが図書館サービスを楽しむよう ICT 環境を整備し、学習支援や情報提供等におけるニーズに対応します。</p> <p>○読書を通じた市民の交流事業「ひとハコ図書館」や「みんなの本棚」、図書館を知り・楽しむ・共に考える「図書館フェス」を継続して実施し、市民の交流の場とするとともに、新たな図書館ニーズを顕在化します。また、関連部署(機関)等と連携し、市民の課題解決に役立つ事業を実施します。</p>	<p>図書館</p>
	<p>b) 歴史的な行財政資料・地域資料の収集・保存</p>	<p>○東久留米市に関する資料の収集と保存を継続し、所蔵資料の周知及び活用を図ります。また、関係部署と連携し、行政資料の体系的な収集及び提供を行います。</p> <p>○東久留米市の歴史や文化を市民が語り伝えるオーラルヒストリー事業を継続し、記録冊子を発行します。また、地域資料展等、地域資料に関する事業や展示を継続して実施します。</p>	
<p>(②図書館サービスの充実)</p>	<p>c) 子ども読書活動の推進</p>	<p>○「第二次子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動を推進します。</p> <p>○特別な支援を必要とする子どもの読書や学習を支援します。また、多言語資料を充実します。</p> <p>○学校と連携し、児童・生徒の読書や言語活動を支援します。</p>	
	<p>d) 効率的で持続可能な図書館運営の推進</p>	<p>○「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に基づき、新たな図書館運営に向けた準備を進めます。</p>	

③文化財の保護と活用	a) 文化財の調査と保護の推進	○平成30年度に新たな文化財の指定を行い、説明版を設置するとともに、既存の説明版についても老朽化に対する補修を行う等、文化財保護の充実を図ります。また、所蔵する古文書や民具等の文化財についても調査・研究を推進します。	生涯学習課
	b) 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進	○無形民俗文化財の継承のためのお囃子や太鼓などの修繕費の補助や支援に努めます。また、国や都からの補助金の活用などを調査していきます。	
		○平成29年度に行った新山遺跡展示施設の改修事業について、遺跡保存の経緯や成果を記録した報告書を作成します。	
		○郷土資料室等の文化財展示の充実を図るとともに、子どもたちや市民を対象とした企画展示・講座の実施を推進します。	
④市民スポーツの振興	a) スポーツ事業の充実	○取り組みやすく、心身への負担の少ないスポーツ種目を調査研究し、その奨励と普及に努めるとともに、市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に、指定管理者や体育協会とともに努めます。	生涯学習課
	b) スポーツ環境の整備	○指定管理者制度を生かし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続します。	
			○上の原屋外運動施設について、様々なスポーツが行えるグラウンドが開設できるよう、補助金などを活用し準備を進めます。
⑤オリンピック・パラリンピックへの機運の醸成	a) オリンピック・パラリンピックへの機運醸成事業の展開	○指定管理者のノウハウを生かし、オリンピック、パラリンピックの選手などと交流できるような事業を展開できるよう努めます。 ○ハンドボールフェスティバルの実施を継続し、本市から次世代を担うオリンピックの育成に努めます。	
⑥放課後子供教室の実施	a) 放課後子供教室の推進	○平成27年度から小学校13校のうち3校でスタートし、29年度に3校増設した「放課後子供教室」は、平成30年度に新たに1校を開設します。また、平成31年度以降での実施校については、既に開設している学校の状況を見ながら、運営方法の検討も含め、拡大へ向けて準備を開始します。	